理事会運営規則

一般社団法人日本バイアスロン連盟

（目的）

第１条　この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第32条の規定に基づき、一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成）

第２条　理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

２　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第３条　理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の種類・開催）

第４条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

２　定例理事会は、原則として２ヶ月に１回開催する。

３　臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

（招集権者）

第５条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

２　招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

３　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

４　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しく著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前２項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

（招集手続）

第６条　理事会の招集通知は、理事会の開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

２　前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（欠席）

第７条　理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

第８条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

２　理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）

第９条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

２　前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

３　第１項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第１項の理事の数に算入しない。

４　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第10条　次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1)　社員総会（代議員会）の招集等に関する事項

(2)　理事に関する事項

(3)　組織及び人事に関する事項

(4)　財産・財務に関する事項

(5)　重要な業務執行に関する事項

(6)　その他法令及び定款に定める事項

（注）決議事項について具体的に例示する場合は、上記の区分に従いその内訳を記載する。

２　代表理事は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第11条　代表理事及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。（注11）

２　競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

３　理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第12条　理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事（理事）及び監事がこれに署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。

２　前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第13条　議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（常任理事会）

第14条　この法人は、２名以上の理事によって構成される常任理事会を置くことができる。

２　常任理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常任理事会運営規則の定めるところによる。

（補則）

第15条　この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附　則

この規則は、連盟の設立の登記のＨ（平成２５年３月３０日）から施行する。